

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社にトラック運転手として雇用され、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、荷主先の倉庫において、トラックから荷下ろし作業を行っていた際、体調が不良となり、B病院に救急搬送され、「熱射病(熱中症)」と診断された。請求人は、同月〇日、C病院に転医し「熱中症による脳幹梗塞疑い」と診断され（以下、熱中症と併せ「原傷病」という。）、療養の結果、平成〇年〇月〇日に眼科において、また、同年〇月〇日には脳神経外科において、それぞれ治ゆと判断された。

請求人は、治ゆ後、障害等が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、その後平成〇年〇月〇日、右上腕のしびれや左大腿背側から下腿背側のしびれ等について、原傷病に起因するものであるとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日、請求人のこれらの傷病は原傷病との因果関係は認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

さらに、請求人は、平成〇年〇月から同年〇月にかけて、E病院を受診、また、平成〇年〇月にはFクリニック及びG病院を受診し、「過換気症候群、気管支喘

息、気管支炎」などと診断された。請求人は、これらの傷病は原傷病に起因する再発であるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日、請求人のこれらの傷病は原傷病との因果関係は認められないとして、これらを支給しない旨の処分をしたので、請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（以下「前決定」という。）。請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成24年労第241号）。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日以降治療を継続していたH診療所において、平成〇年〇月〇日、体温調節不全、息苦しさ、頭痛、手足のしびれ等の症状（以下「本件傷病」という。）を訴え、本件傷病が「熱中症後遺症」であり、原傷病に起因する再発であるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は原傷病との因果関係は認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、本件傷病は原傷病に起因する再発であると主張するため以下検討

する。

(2) 本件傷病については、前決定の際に、I医師が平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「当院退院時は、何も症状なく、その後の症状は、全て原傷病と無関係と考えてよい。無症状の人に後遺症が出るとは考えられない。」と述べている。

また、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件傷病による症状と原傷病との因果関係は認めがたい。」と述べている。

一方、K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「原傷病により本件傷病が生じている可能性は否定できないと考える。」と述べているものの、同意見について、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「可能性について基本的には除外はできないという考えであり、原傷病が本件傷病に関連していることを、病態生理的な説明が現段階で可能であるということではない。」と述べており、原傷病と本件傷病との因果関係を認めているものではない。

(3) 以上によれば、原傷病と本件傷病との間には医学的にみて相当因果関係が認められないというべきであり、他にこれを認めるに足りる医学的意見等の資料は存在しない。したがって、当審査会は本件傷病は再発の要件を満たさないことから、原傷病が再発したものとは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人は、多数の意見書等を提出して様々な主張をしているが、当審査会は、請求人の症状とその経過を精査し、本件結論に至ったものである。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。